

令和8年度「かごしまのさかな普及応援事業」補助金公募要領

1 事業の目的

本県における魚食普及活動への支援、国内における販売促進活動やPR活動等を支援し、本県水産物の認知度向上、消費拡大を図る。

2 補助対象

次の項目を補助対象とする。

○水産物認知度向上・消費拡大支援

- ・リモート魚料理教室、出前魚料理教室
- ・SNSや情報誌等を活用した県産魚のPR等

○スマート流通拡大支援

- ・首都圏等の量販店等での県産魚の販売促進
- ・オンラインを活用した商談会の開催、量販店等とタイアップしたPR動画やレシピ動画の作成等

3 応募資格

応募者は次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県内の水産業協同組合及び漁業協同組合連合会または本県水産物流通拡大に取り組む県内の※団体であること。（※県、市町村、生産者、加工業者等を構成員とした団体）
- (3) 鹿児島県が行う契約の暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当しない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

4 補助率等

- (1) 補助率：事業費の1/2以内
- (2) 補助金額等：2者程度で計1,500千円

5 事業実施期間

交付決定の日から令和9年2月26日（金）までとする。
（実績報告及び請求に係る手続きについても同期間に含むものとする。）

6 応募期間及び審査日

- (1) 応募期間：令和8年4月27日（月）から5月15日（金）午後5時必着
- (2) 審査日：令和8年5月27日（水）

7 書類の提出方法等

- (1) 提出方法：電子メール
- (2) 必要書類
 - ア かごしまのさかな普及応援事業計画協議書（様式第1号）
 - イ かごしまのさかな普及応援事業計画書（様式第2号）
 - ウ 事前点検シート（様式第3号）
 - エ 企業（団体）概要が分かる書類（定款または規約、役員名簿等）
 - オ 事業実施スケジュール及び計画書に係る添付書類（任意のもの）

(3) 提出先及び問合せ先

鹿児島県商工労働水産部水産振興課水産流通対策係

担当：内藺（うちぞの）

TEL：099(286)3435 E-mail：suiryu@pref.kagoshima.lg.jp

8 審査方法

採択にあたっては、令和8年5月27日（水）午後1時30分から実施する応募者によるプレゼンテーション及び審査会（オンライン含む）において、採択の可否を審査する。

ただし、金額と取組内容については、審査の結果、調整することがある。

審査結果については、後日選考結果の発送をもって通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

9 その他

(1) かがしまのさかな普及応援事業に採択された場合、鹿児島県補助金等交付規則及び水産業振興補助金等交付要綱に基づいて事業を実施すること。

(2) 交付決定前の経費は当該事業費として認めない。

(3) 事業の成果について、事業終了後に調査を実施し、確認をする場合がある。

(4) 本事業に係る関係書類（決算書類、出納整理簿、納品書、領収書など）は、事業終了後5年間保存すること。